

令和3年度 第1回鈴鹿市地域ケア推進会議 議事録

日時 令和3年6月17日(木) 午後3時

場所 鈴鹿市役所本館12階 1203会議室

出席委員：19名

菅原 秀次(会長), 西城 英郎(副会長), 元橋 庸好, 若生 美樹,
吉田 ひとみ, 菊山 佳昌, 齋藤 綾子, 中西 淳一, 寺田 隆,
伊藤 健司, 山本 勝也, 福田 智女, 森川 智子, 奥山 美菜,
渥美 大輔, 玉田 浩一, 岡田 千麻子, 市川 栄, 長谷川 友子

事務局：10名

谷本 吉隆(健康福祉部長寿社会課長)
濱口 貴雄(健康福祉部長寿社会課管理グループリーダー)
市川 英二(健康福祉部長寿社会課高齢者福祉グループリーダー)
中上 陽子(健康福祉部長寿社会課地域包括ケアシステム推進室長)
今西 優子(健康福祉部長寿社会課地域包括ケアシステム推進室)
伊藤 峻(健康福祉部長寿社会課地域包括ケアシステム推進室)
飯島 明日香(健康福祉部長寿社会課地域包括ケアシステム推進室)
服部 亨(健康福祉部健康福祉政策課長)
佐藤 秀人(生活支援コーディネーター)
真弓 和人(鈴鹿市基幹型地域包括支援センター)

《会議の概要》

- 1 市長 あいさつ

- 2 事務局自己紹介

- 3 鈴鹿市地域ケア推進会議(高齢者施策推進協議会)について
資料1 鈴鹿市高齢者施策推進協議会規則
鈴鹿市高齢者福祉計画(第9次計画2021~2023年度)

- 4 委員の自己紹介
資料2 鈴鹿市高齢者施策推進協議会委員名簿

- 5 会長, 副会長の選任

6 議事

(1) 会議の公開について

【委員長（菅原）】

議事（1）「会議の公開について」事務局より説明願います。

【事務局（中上）】

「会議の公開について」を説明いたします。本会議におきましては、原則公開としております。本日は、傍聴を希望される方がいないことを御報告いたします。

また、本会議の開催につきましては、市ホームページにて事前に公表しており、本日、本庁舎南側掲示板にて掲示させていただいております。

会議録につきましては、市ホームページにて公開してまいります。

なお、会議録を作成するため、録音をさせていただきたいと存じますが、この録音は、会議録作成にのみ使用し、会議録の作成がすみましたら消去いたしますので、御了承賜りますようお願いいたします。

また、委員の皆様には、発言の時に御名前を言ってからお話しいただきますと、議事録作成の関係で、大変助かりますので、御協力をお願いします。

では、録音ボタンを押させていただきます。

(2) 前回の地域ケア推進会議の要点説明

(3) 地域共生社会の実現へ向けた包括的支援体制の整備の進捗状況

【委員長（菅原）】

それでは、議事（2）番「前回の地域ケア推進会議の要点説明」について、及び議事（3）番「地域共生社会の実現へ向けた包括的支援体制の整備の進捗状況」の二つを続けて事務局より説明いただいた後に、皆さんの御意見をいただきたいと思っております。

事務局から願います。

【事務局（中上）】

まず、議事（2）番で、令和3年3月18日に開催の地域ケア推進会議で議題となりました要点を説明させていただきます。

一つは、地域共生社会の実現に向けた取組として、生活困窮者の相談窓口の変更についてです。平成30年度と令和3年度の改正社会福祉法による、地域共生社会の実現に向けた地域づくり・包括的な支援体制の整備とそれを行うための重層的支援体制整備事業について国の動向を説明させていただき、本市が実施している生活困窮者の相談窓口を令和3年度より保護課から健康福祉政策課に移管し、鈴鹿市社会福祉協議会の職員2名を窓口配置して、新たに生活相談グループとして事業を推進することになりました。

もう一つは、資料3令和2年度各圏域の地域課題のまとめと対応策についてです。これは、昨年度に市内の各地域包括支援センターにおける地域ケア個別

会議及び圏域会議で把握された解決困難な地域課題を重要度に従って5つ挙げていただいたものです。課題を要約すると制度の狭間、生活困窮者、複合課題、権利擁護、8050、ゴミ屋敷、移動手段の確保などとなっており、必要な対応策として包括的支援体制の整備、権利擁護の充実、地域づくりの強化など共通しております。これらからは、高齢者施策と地域共生社会の実現へ向けた取組との連携が求められていると言えます。これに対し委員からの御意見でも、様々な分野の専門職が参加する会議の必要性や、重層的に開催する地域ケア会議の活用と取組状況のフィードバックの必要性についてなどが出されました。また、委員の皆さんで協力して連携しながら解決に向けて取り組みたいという力強い御意見もいただきました。

次に議事(3)番で、「地域共生社会の実現へ向けた包括的支援体制の整備の進捗状況」として、令和3年度からの生活困窮者自立支援制度事業の進捗状況について、健康福祉政策課長から報告します。

【事務局（服部）】

健康福祉政策課長の服部です。よろしくお願いたします。私からは、議事(3)番で、「地域共生社会の実現へ向けた包括的支援体制の整備の進捗状況」についてさせていただきます。

今年度から生活困窮者の生活相談窓口が健康福祉政策課に設置され、鈴鹿市社会福祉協議会から2名が窓口に加わっていただき、多様化・複雑化する相談内容に対し、包括的に対応する体制をとっております。令和3年5月の相談件数が203件、昨年度の5月が219件となっており、コロナの影響前である令和元年度と比べて3.5倍ほどの件数です。コロナ関係の相談が多く、全体の約6割に相当します。主な相談内容としましては、世帯の収入減少による住居確保や生活資金の確保など生活困窮の相談内容が多い状況です。相談にあたって、相談者様の状況を詳しく聞き取り、生活課題を整理しまして、関係機関との情報共有を図りながら、相談者に寄り添った自立支援ができるように努めております。

また、関係機関や地域の方々から寄せられる相談の中で、その状況に応じ、家庭に訪問して、抱えている生活課題の解決を支援する、アウトリーチ支援についても充実を図っております。

本市の包括支援体制の構築に取り組む上では、介護・障がい・子ども・生活困窮の福祉の分野が、さまざまな複雑化した困難ケースに対応できるよう、各分野で実施していただいております。今後は、相談支援を一体的に取り組むことができるような仕組みづくりや、既存の制度では支援が届かない制度の狭間問題など、多様な相談支援に対応するための取組を推進していく必要があります。福祉分野の関係機関、関係団体との連携や調整が順調に進んでいる状況ではありませんが、体制整備に向けて、方向性の協議や調整、課題解決に向けて皆様にも御協力いただきたいと思いますので、これからもよろしくお願いたします。以上です。

【委員長（菅原）】

ありがとうございます。「前回の地域ケア推進会議の要点」についてまとめ

ていただき、説明していただきました。前回活発な御意見を頂戴したところですが、初めて参加される方もみえるので、改めて御説明いただきました。

また、「地域共生社会の実現へ向けた包括的支援体制の整備の進捗状況」ということで、特に生活困窮者の自立支援に対する取組について御説明をいただき、制度の狭間問題についても問題としてピックアップしていただいて御報告いただきました。

こちらの事項について何か御意見・御質問等ございますか。

・・・意見，質問なし・・・

(4) 身寄りのない高齢者の身元保証と金銭管理等地域共生社会の実現へ向けた包括的支援体制の整備について

【委員長（菅原）】

それでは、極めて具体的かつ重要な議題であります、議事(4)番「身寄りのない高齢者の身元保証と金銭管理等」について事務局より説明願います。

【事務局（中上）】

資料4，5を御用意ください。本議題については基幹型包括支援センターから説明をお願いします。

【事務局（真弓）】

鈴鹿市基幹型地域包括支援センターの真弓と申します。日ごろは地域包括支援センター業務に御理解と御協力を賜り、誠にありがとうございます。

本議題につきまして、私から説明させていただきます。

議題のテーマといたしまして、「身寄りのない高齢者の身元保証と金銭管理等」ということで、こちらはこれまでの各地域包括支援センターが実施してまいりました地域ケア個別会議と地域ケア圏域会議で挙げられた地域課題の一つとなります。本議題について本日御議論いただく前に、一例ではございますが、私から3つほどケースの紹介をさせていただきます。

では、まず資料4を御覧ください。課題の背景といたしましては、資料にもありますとおり、現在の日本は少子化・核家族化が急速に進んでおり、入院や施設などへ入所される際に、保証人を頼むことができる家族がいない方が増えてきております。

鈴鹿市においても例外ではなく、各地域包括支援センターが地域ケア会議を実施する中で、身寄りのない高齢者の身元保証と、金銭管理に対する課題を抱えたケースが議題に挙がるが多くなってきています。それぞれの支援機関が関わっていただいている中で、対応に苦慮しているという現状でございます。それでは簡単ではございますが、具体的なケースについて説明させていただきます。

ケースに入る前に、保証に関しまして、保証人・連帯保証人・身元保証人・身元引受人など、色々な呼び方がありまして、法律上それぞれ定義が異なる

ということなのですが、本日は便宜上、「身元保証人」の表記で統一させていただきます。

まず、ケース①、概要といたしまして、本人はがんの治療のため、市内A病院に入院していました。転移が見られ、要ストマ管理、寝たきり状態ですが、意識ははっきりとしています。認知症状はないが、要介護4で在宅復帰は見込めず、余命は3か月ほどと言われていました。親族とは連絡が取れない、且つ本人も取ることを希望していないという状態でした。判断能力はありますが、寝たきり状態で金融機関での出金や窓口での医療費支払いなどもできず、誰もそれを手伝う人がいない、できないといった状況でございました。

課題といたしましては、今後、他院へ転院を検討されていましたが、身元保証人がいないということで、受入先の病院が見つからないということです。身元保証人がいないことで、本人が適切な医療を受けられないという状態になっており、身寄りもなく寝たきり状態のため、お金の出金や各種支払いが誰も行えないが、判断能力はあるため、金銭管理支援制度の対象にならず、結果、医療費や入院前に暮らしていた家賃の滞納等が発生している状態でした。

続いてケース②の概要ですが、本人は自身が働いていた会社の寮で生活していましたが、認知症が発症し、進行に伴い、仕事を続けることが困難になり、最終的には勤めていた会社から退職と寮からの退去を求められておりました。本人は結婚歴がなく、両親や兄弟も他界しており、支援が行える親族も不在でした。金銭管理については自身で行うことも困難であったため、日常生活自立支援事業を契約していただき、各種支払い等の金銭管理支援だけは受けていただいております。

課題といたしましては、新しい住居を探す必要がありましたが、身元保証人がいないことで、受け入れていただける転居先が見つからないということでした。仲介業者やアパート管理会社等に対し、身元保証人はいないが、日常生活自立支援事業という公的な支援を利用しているので、家賃の支払いが滞ることはなく、退去時も支援機関が協力して行うので入居を認めてほしいということをお伝えしましたが、了承が得られず、入居契約に至っておりません。

最後にケース③の概要ですが、統合失調症のあるお母さんと娘さんの二人暮らしで、その他の親族はなく、お母さんも娘さんも精神障害をお持ちなので、その影響から日頃より被害妄想が強く、近隣住民や支援機関との意思疎通が困難ということでした。

課題といたしましては、母と娘どちらも病気になった際、医療を受けることに対して適切な判断を行うことができず、今後医療同意や入院が必要になった際に、お互いに身元引受人になることが困難な状態であるということです。

以上が本議題のケース紹介になります。これらは一例になりまして、その他にも課題を抱えられて、御本人や支援機関等が対応に苦慮しているという現状です。

次に資料5を御覧ください。こちらは鈴鹿市における身寄りのない高齢者

の身元保証と金銭管理を行う制度や社会資源ということで、公的な支援として、金銭管理や身上監護を行う成年後見制度と、先ほどお話いたしました日常生活自立支援事業がありまして、どちらも鈴鹿市社会福祉協議会が相談センターを担当しており、制度の利用のサポートをしております。

制度をそれぞれ簡単に説明いたしますと、どちらも認知症や知的障がい、精神障がいなどで、判断能力が不十分な方を支援する制度になります。これらの制度はよく似ており、日常的な金銭管理、もう少し踏み込んだ財産管理、施設入所等の契約行為の代理などを行うことができます。ただし、表にあるとおり、どちらの制度も身元保証を行う権限なしとなっております。

また、民間では、身元保証をする会社もありまして、御本人との契約に基づいて、入院や福祉施設・住居への入居に必要な身元保証であったり、病院に入院をしたときに身の回りのものを届けてもらう等の日常生活支援であったり、緊急搬送や危篤となった際に病院等に駆けつける緊急時の支援であったり、亡くなった後の葬儀・納骨等を行う死後事務の支援等を行っております。

ただし、費用面について、ある程度資産がある方が対象になり、数十万はかかることがほとんどです。最近では、生活保護費を受給している方や、低所得者向けのプランを用意している会社もありますが、まだまだ数が少なく、やはり一般的には高額な費用がかかるものになります。鈴鹿市周辺では、3社ほどこのサービスを取り扱っております。

公的支援として、金銭管理をしたり、身の回りのことを支援したりする制度、成年後見制度や日常生活自立支援事業といった制度があれば、民間で身元保証をするサービスもありますが、制度だと身元保証ができず、民間の保証会社ではある程度費用がかかってしまい利用できる方が限られてしまうという問題があります。この問題に対して、皆様の御意見をいただきながら今後どのような取組や支援を行っていくべきか検討してまいりたいと思っております。

私の方からの説明は以上です。

【委員長（菅原）】

はい、ありがとうございます。資料4、5ということで、金銭管理面のみならず、入院に伴う治療、精神的な問題等による身元保証の問題、公的な支援として成年後見制度や日常生活自立支援事業があるけれど、その枠にはまらない場合もあるというようなお話でした。それから日常生活自立支援事業という、補佐・補助・成年後見とは違う制度がありますが、日常生活の補助・金銭管理・契約の説明、もちろん契約の当事者にはなり得ないものですが、ということでした。こういった問題が地域包括支援センターをとおしてあがってきていて、現在進行形であり、このような問題が存在しているということを情報共有させていただきました。もちろん今日すぐに解決策を出すことができればいいのですが、なかなか難しい問題だと思いますので、色々な御意見を頂戴できればと思っております。いかがでしょうか。

【委員（伊藤）】

鈴鹿地区老人福祉施設協会の伊藤です。真弓さんから3ケース御紹介いた

だきましたが、本当に大変だと思います。日常生活自立支援事業が始まる前、10年から15年くらい前に地域福祉権利擁護事業という事業があり、その頃は私も社会福祉協議会でソーシャルワーカーとして働いておりました。たくさん同じようなケースに関わってきましたが、現在のように法律や仕組みががんじがらめに、複雑になっていなかったので、そこまで問題はなく、「社協さんの紹介なら」と受け入れてくださる大家さんもおりました。この10年、15年でとても変わってきているように思います。先ほど御紹介いただいた3ケースについてですが、どこまで進んでいるのかももう少し詳しく教えていただいてもよろしいでしょうか。

【事務局（真弓）】

それぞれ解決に向けて何かできないかと、困難ではありますが取り組んでおりました。ケース①に関しては、民間の身元保証会社となんとか契約できるくらいの預金がありましたので、ケースワーカーさんと御本人さんが何度も話し合いをされて、最終的には契約し、転院についても実現することはできましたが、その件で預金をほとんど使ってしまったので、これまで入院していた病院への医療費の支払いが滞っている状態です。すべて解決できているというわけではございません。

ケース②に関しては、地域包括支援センターの職員が、市内の不動産の仲介業者にとにかく電話をして、1件だけ保証人がいなくても、社協が金銭管理に関わってくれるなら入居してもいい、ということで入居できることになりました。ただ、ここに至るまでに何十件と電話をかけ、断られ、とても長く時間がかかりました。

ケース③に関しては、現在進行形でして、今のところ幸い病気になられて救急搬送されるなどはありませんので、身元保証人を求められて困っているということはないのですが、お母さんが70代、娘さんが40代ということで、そう遠くない未来に問題が顕在化するのではないかと考えております。

【委員（伊藤）】

ありがとうございます。特にケース①、②は緊急性が高いので、現状について心配になっておりました。今年の4月から我々桜の森白子ホームは、第5地域包括支援センターを受託して、8か所の地域包括支援センターの1つとして動き出すことになりましたが、地域包括支援センターが8か所になったことで、より地域のこのような困難ケースを拾いやすくなり、見えやすくなり、聞こえやすくなることになりますので、地域包括支援センターに相談が入ったときに、多職種がコーディネートして、動いていけるのかということ、なかなか難しいケースが多いと思います。経験がなく、介護保険の分野ばかりを担っておりましたので。例えば虐待ケースであれば、息子が精神障がいを持っていて、孫はネグレクトで、児童も障がい者も高齢者も全部含まれるというようなケースが出てくると、なかなか地域包括支援センターの職員だけでは経験がなく、対応が難しいので、これから基幹型の経験のある職員さんと連携していくしかないと思いますので、本日の会議も含めてですが、とにかく基幹型地域包括支援センターの職員さんと繋がるということを考えて

いかなければいけない年がスタートしたと思いました。

【委員長（菅原）】

ありがとうございます。こういう問題が出てきたときにどう考えたらいいのか、皆さん一緒に考えましょうということで、お集まりいただいております。色々な意見があると思いますので、忌憚のない御意見をいただければと思います。いかがでしょうか。

【委員（福田）】

介護支援専門員協会鈴亀支部の福田と申します。こういった地域の課題に対して、身近で支援している機関がケアマネジャーになってきております。この課題について、ケアマネ協会の役員の中でもお話をさせていただくと、やはり色々なケースを抱えております。ケアマネジャーが御本人の代わりにATMに行かざるを得ず、安全対策のために二人体制で金融機関に行く必要があったり、御本人と一緒に津の年金事務所に走ったり、日々翻弄されている状況です。公的な社会資源があり、当てはまらないケースも困りますが、当てはまるケースでもそこに至るまでに、かなり時間がかかることが多いです。公的な制度等に繋がるまでの間どう対応するか、現場のケアマネジャーが大変苦慮する部分になってきます。繋がるまでの手助けや制度があったら助かります。

それから、ケアマネジャーのスキルによってもどこに繋げるか、知っている・知っていないというところで、高齢者の将来が変わってくる場合がありますので、そこを手助けしていただくのが地域包括支援センターだと思うのですが、そういったサポートする制度が充実してくれば、安心して日常生活自立支援事業や成年後見制度に繋げるまでの生活の安定を図れるのではないかと思います。

【委員（中西）】

鈴鹿市社会福祉協議会の中西です。お話にもありましたとおり、ほとんどの病院や施設で身元保証人を求めている現状があります。リーガルサポートの調査、司法書士会の調査によると、96%の病院が身元保証人を求めています。その求める理由は、大きく3つあります。1つ目は支払いの保証、2つ目は遺体の引き取り、3つ目が医療行為の同意です。これまでは御家族が保証人となってきたわけですが、本日の課題にもなっておりますように、家族関係の希薄化等から身元保証人を立てることが非常に難しいという実情です。ただし、この身元保証人というシステムは、法律上定義はなく、病院がいざという時の対応策ですが、法的な根拠はないということが言われています。まずは私たちも含め、関係機関が身元保証人というシステムがいかにか形骸的で法的に根拠がないということを確認する必要があると思っております。身元保証人に拘るよりも入院時、入所時等に御本人や関係機関の方と話し合うことによって、支払いの保証や遺体の引き取りについては対応が可能なケースがたくさんあるのではないかと考えております。身元保証人の欄に誰かが義務的に書いたとしても、その人が断ってしまえば法的根拠はありません

ので、それだけで終わってしまうこととなります。

ただ、私が一番悩ましく思っている問題が、医療行為の同意についてですが、こちらは後見人も医療行為の同意ができないということです。時効と思ってお話しますが、以前私は病院で医療相談員をしておりまして、何十人も医療同意に関わっておりました。身寄りがなく、医療行為の同意をしてもらえる人がいないからサインしてほしいと相談を受け、個人としてサインをしておりました。医療ミスが全くない病院はありませんので、私がそれを引き受けることは適切ではなく、医療行為の同意ができる人を探してきてほしいと伝えるのですが、社会的な孤立によって、なかなかそういった方を見つけることができない、連れてくることができないという実情でした。ただ、医療行為の同意は、誰がサインしても医療行為が行われるということで、病院や施設が求める身元保証もそうですが、形骸的であると考えています。

こういった問題は、菅原先生がおっしゃられたように、今日すぐに解決することは難しいわけですが、今後この件について関係機関の話し合いの場があればと、個人的には思っております。

【委員（渥美）】

デイサービスの渥美です。デイサービスの仕事ではなく、私個人の仕事になりますが、成年後見制度の法定後見人として仕事をしておりまして、今月も1件、病院から依頼がありました。5年ほど後見人の仕事をやってきましたが、身元保証の行為ができないので、医療行為の同意もできません。親族がいても後見制度を利用される方も多く、協力が得られないこともあります。医療行為の同意や死後の対応は、どうしても親族の協力が必要な場合がほとんどだと思いますので、後見人がいるからすべて解決するかというと、そうではないわけです。私が所属する団体や裁判所からもそういったところはしっかり説明してほしいと言われておりますので、ケースバイケースにはなりますが、親族との話し合いであったり、説得してなんとか来ていただいたりしております。

デイサービスについては、あまりこういったケースはないと思います。介護保険を使ってデイサービスに通っている方は、専門職の方がいて、親族の方がいて、サービスを利用している場合がほとんどですので、金銭問題等が起きたら相談できる環境が整っていることが多いと思います。ただ、ここ最近問題だと思っていることは、外国人の方の利用が増えてきていることで、滞納があっても連絡を取ることがかなり難しい場合があります。その場合は、ケアマネジャーに仲介してもらって、対応を助けていただいているケースがあります。

【委員（齋藤）】

私は医療機関でソーシャルワーカーをやっておりますが、基幹型地域包括支援センターさんが挙げていただいた事例は、度々起こっております。一般的に病院が求める身元保証の内容といたしましては、緊急連絡先の確認であったり、入院誓約書へのサインであったり、入院費のお支払い、入院に必要な物品の準備であったり、死亡時の手続き用になりますが、ここで御本人に

判断能力がある場合は、問題になることはそれほどありません。御本人の判断能力がなく、後見人がついている場合も、そこまで苦労しないという印象です。一番困ることは、認知症や精神疾患等が原因で判断能力が不十分であり、成年後見制度も利用されていない場合が、一番対応に困るケースです。中西さんのお話にもありましたとおり、病院が求める身元保証の内容も色々あるのですが、一番困る問題は、医療行為の同意の問題で、急変時に延命治療をどこまでするか、御本人に意思確認ができない、代わりに確認ができる御家族もいない場合、誰の同意をもって医療行為をするのかということです。

また、個別ケースにはなりますが、数日間連絡が取れない独居高齢者に対し、安否確認をする必要があるという判断をしまして、ケアマネジャーさんや長寿社会課さんにも関わっていただき、相談もさせていただいて、通報をして家の中に入るということになりました。これから独居高齢者が増えてくると思われるので、皆さんに相談をさせてもらい、普段の見守りで関わっていただいている機関とともに、その時最善と思われることを支援していくしかないと考えております。

【委員長（菅原）】

ありがとうございます。皆さんの体験を含めたお話でした。また、考え方についてもお話いただきましたので、貴重な御意見かと思えます。

伊藤委員のお話にもありましたが、私自身も以前、介護保険施設、高齢者福祉施設に勤めておりましたので、このような困難ケースは相当ありました。その他、御意見等ありますでしょうか。

【事務局（市川）】

長寿社会課の市川です。行政側から実態ということで、地域包括支援センターと協議をして進めておりますが、昨今やはり身寄りのない方が着実に増えてきておまして、お子さんがいても支援を断るといった意思表示をされる場合もあります。先ほどもお話にありました、病院に入院していて、判断能力がなく支援者がいないといった場合、亡くなった時の手続きする人、遺体を引き取る人がおらず、入院費も滞納しているといった状況がよくあります。また、施設に入っている方や、介護サービスを利用している方の滞納問題もあります。それに対して相談できる方がいない事例がかなり増えてきております。これらをどう対応するのか、ということが課題です。更に亡くなったあとについて、家・屋敷が残ってしまった時、空き家になって、草木の管理や衛生上の問題、火事が起こるかもしれないという御近所さんや民生委員さんの不安もあります。

福田委員のお話にもありましたが、公的な制度というと、成年後見制度があるのですが、自らが申し立てる、もしくは親族が申し立てることがない場合、市長申し立てになるのですが、大変時間がかかるということが課題になっております。ただ、成年後見制度ですべて解決できるわけではないですが、解決に一番近いと現在は考えております。鈴鹿市社会福祉協議会の中に「後見サポートセンターみらい」という窓口を設置し、相談に乗っていただい

おりますが、マンパワーが足りない部分があって、そこを厚くすればスムーズに対応できるのか、もっと他に手立てがあるのか、というところで、皆様の御意見等を御教授いただければと思っております。

独居高齢者が増えていく中で、判断能力がある時にいかにして準備をしていただくかということで、エンディングノートを作成しまして、エンディングノートに意思表示を記していただくことを進めさせていただいております。しかし、実際は何か問題が起きてから周りが困ることが多いので、エンディングノートの周知・啓発とともに、いかにスムーズに制度に繋げるかということを考えていきたいと思っております。

成年後見制度について、利用促進法の中では、来年度に中核機関を作って市町村が対応することが義務になっておりますので、対策を行えるよう協議をしてまいります。

【副委員長（西城）】

色々な事例を聞かせていただきましたが、成年後見制度をいかに充実させていくかということだと思います。そして、その制度の内容を皆さんに知ってもらうことが大切です。基幹型地域包括支援センターから紹介いただいたようなケースについて、私も経験がありますが、やはり対応が難しい。民間の保証会社もあるということですが、今のところは成年後見制度の充実、というところで行政にお願いするしかないと思います。

【委員長（菅原）】

ありがとうございます。成年後見制度をいかに充実させるか、また民間の保証会社は最初にお話がありましたとおり、どうしても費用がかかってしまう点など、課題は様々ありますが、まずはこの場で皆さんに知っていただいた、共有していただいたことが大切だと思います。

その他、何か御意見等ありますでしょうか。

【委員（若生）】

薬剤師会の若生です。現在薬剤師は在宅に行くように国の方から強く求められておまして、意思がはっきりされている方で、移動手段がなく病院や薬局に行くことができない方にこれから関わっていくこととなりますので、今後皆様のお話にあった課題についても関わっていけるように、利用者様との人間関係を構築して、サポートしていくことがすべての薬剤師の課題になっていくと思います。また、問題があった時は地域包括支援センターと連携が取れるようにしていきたいと考えております。

【委員長（菅原）】

ありがとうございます。薬剤師さんも相談窓口の一つとして、今後期待したいと思います。

少し長くなりましたが、身寄りのない高齢者の身元保証と金銭管理等ということで、幅広く保険・医療・福祉の立場からお話いただき、権利擁護については行政から実態をお示しいただきました。

【委員（中西）】

質問よろしいでしょうか。伊藤さん、玉田さん、渥美さんに質問があります。

身元保証についてですが、身寄りがなく、身元保証人がいない場合で、社会福祉協議会等の機関がお支払いについてしっかり責任を持つといった場合、口約束しかできませんが、入所は可能でしょうか。

【委員（伊藤）】

鈴鹿地区老人福祉施設協会は特養が3分の2を占めております。入所に関しては、ケースバイケースだと思います。この機会に伺いたいのですが、先ほど事務局の市川さんからお話がありました、成年後見制度の市長申し立てについてですが、実際にそういった事例はありますか。もしないのであれば、何故ないのか分析して皆さんと考えると、成年後見制度についての解決策のヒントになるのではないかと思います。

【事務局（市川）】

市長申し立てについてですが、年間おおよそ3、4件程度ですが、やはり時間がかかってしまいます。サポートセンターみらいと連携をしておりますが、市の事務員ではスキル不足からどうしても遅くなってしまうので、こちらは反省材料として、今後改善してまいります。

【委員（玉田）】

地域密着型サービスの玉田です。うちの方も小規模ながらグループホームの入所系施設をやらせていただいておりますので、三重県内でもこの成年後見制度を使ってみるところと、身元保証の点で色々問題を抱えている事業所もあります。中西さんからお話ありました、社協が責任を持つということであれば入所は可能だと思います。ただ、グループホームは利用料金が若干高いので、グループホームに入るより前に老人福祉施設協会さんの特養に行かれるケースが多いと思います。

成年後見制度について、昨日うちの弁護士と話しまして、医療の行為の同意については、何とか改善しないといけない課題ということでした。また、成年後見制度の申し立てについては、全国的に市長申し立てをしていない市町村がある中で、鈴鹿市は年間3、4件で、手続きに時間はかかってはいますが、実施できています。申し立て方法の見直しについても必要で、本人申し立ての際に、意思表示ができない本人に委任状を書かせるなど、改善すべき点はたくさんあります。

これらを含めて、例えば鈴鹿市では成年後見制度を利用して医療行為の同意をすることを認める等の検討ができる場が必要だと考えます。もちろん法律が関係することですので、鈴鹿市だけでは解決できないこともあります。鈴鹿市独自の考え方、取り決めを話し合って決めていけたら、と思います。

【委員（渥美）】

デイサービスの渥美です。デイサービスではなく、サービス付き高齢者向

け住宅については、社協さんが責任を持ってということであれば受け入れ可能かと思えます。通所系でも身寄りのないケース等がありますので、社協さんがサポートしていただけるなら安心してサービスを提供できると思えます。

【委員長（菅原）】

ありがとうございました。具体的な御質問と御解答、御意見をいただきました。課題の情報共有ができたということによろしいでしょうか。

・・・意見，質問なし・・・

(5) その他

【委員長（菅原）】

最後にその他ということで、何かありますでしょうか。

・・・意見，質問なし・・・

【委員長（菅原）】

本日の議事はすべて終了しました。

・・・議事終了・・・